

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成31年4月18日(2019.4.18)

【公開番号】特開2018-196817(P2018-196817A)

【公開日】平成30年12月13日(2018.12.13)

【年通号数】公開・登録公報2018-048

【出願番号】特願2018-177432(P2018-177432)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成31年3月11日(2019.3.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

可変表示を行い、遊技者にとって有利な有利状態に制御可能な遊技機であって、
非遊技中に特定映像を表示可能な表示手段と、

前記表示手段において、遊技者による第1動作の検出に基づく第1報知と、遊技者による第2動作の検出に基づく第2報知とを実行可能な表示実行手段とを備え、

前記表示手段で前記特定映像の表示中に前記第1報知が実行されるときには、前記特定映像の少なくとも一部を表示しつつ、前記第1報知を実行し、

前記表示手段で前記特定映像の表示中に前記第2報知が実行されるときには、前記特定映像の表示を終了して、前記第2報知を実行し、

前記第2報知の終了後、前記特定映像を最初から表示可能であり、

可変表示中に前記第1報知が実行されるときには、可変表示と重畠し、可変表示とともに実行される予告演出が視認可能となるように少なくとも一部が透過する態様で前記第1報知を特定期間に亘って実行可能であり、

前記特定期間の満了前に可変表示の表示結果を表示するときには、前記第1報知の実行を終了し、

可変表示中と前記特定映像の表示中とで態様が異なるように前記第1報知を実行可能であり、

前記特定映像の表示中には、前記第1動作又は前記第2動作を案内する案内表示を表示可能であり、

エラー表示を前記第1報知及び前記第2報知より優先して表示する遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

(1) 可変表示を行い、遊技者にとって有利な有利状態に制御可能な遊技機(パチンコ遊技機1等)であって、

非遊技中に特定映像(デモ画面表示等)を表示可能な表示手段(演出表示装置9)と、

前記表示手段において、遊技者による第1動作（スティックコントローラ122の操作等）の検出に基づく第1報知（音量調整表示VL等）と、遊技者による第2動作（プッシュボタン120の操作等）の検出に基づく第2報知（メニュー画面表示等）とを実行可能な表示実行手段（演出制御用マイクロコンピュータ100、図18のS448, S453, S455等）とを備え、

前記表示手段で前記特定映像の表示中に前記第1報知が実行されるときには、前記特定映像の少なくとも一部を表示しつつ（図15（E）に示すように、デモ画面表示中に音量調整表示VLを実行するときは、デモ画面表示を継続させたまま音量調整表示VLを行なう等）、前記第1報知を実行し、

前記表示手段で前記特定映像の表示中に前記第2報知が実行されるときには、前記特定映像の表示を終了して（図15（F）に示すように、デモ画面表示中にメニュー画面表示を実行するときは、デモ画面表示を終了させてメニュー画面表示に切替える等）、前記第2報知を実行し、

前記第2報知の終了後、前記特定映像を最初から表示可能であり（図20のS483, S493, 図18のS444に示すように、メニュー画面の表示が終了したときにはデモ画面表示を最初から表示する等）、

可変表示中に前記第1報知が実行されるときには、可変表示と重畠し、可変表示とともに実行される予告演出が視認可能となるように少なくとも一部が透過する態様で前記第1報知を特定期間に亘って実行可能であり、

前記特定期間の満了前に可変表示の表示結果を表示するときには、前記第1報知の実行を終了し、

可変表示中と前記特定映像の表示中とで態様が異なるように前記第1報知を実行可能であり、

前記特定映像の表示中には、前記第1動作又は前記第2動作を案内する案内表示を表示可能であり、

エラー表示を前記第1報知及び前記第2報知より優先して表示する。